平成２３年（フ）第１３０５号
大阪府藤井寺市小山８丁目15番37―111号、前住所京都府八幡市橋本米ノ尾４番地の57
債務者　大竹口めぐみ
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１３５５号
大阪府河内長野市松ケ丘西町1583番地の54
債務者　宮本　里美
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１３９７号
堺市南区宮山台１丁14番22―307号
債務者　橋本　啓明
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１４１１号
大阪府柏原市旭ヶ丘２丁目14番５号
債務者　松尾　紀子
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１４３３号
堺市北区新金岡町１丁７番14―207号
債務者　垣木佐千子（旧姓難波）
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１４４８号
堺市北区中百舌鳥町６丁962　岡田マンション302、住民票上の住所堺市美原区南余部132番地17
債務者　吉田　宏之
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１４７５号
堺市堺区出島町２丁７番44―308号
債務者　久保田ひとみ
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１４７９号
大阪府大阪狭山市西山台４丁目２番13―201号
債務者　竹林　晴美
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１４８５号
大阪府羽曳野市壺井386番地
債務者　上田　　篤
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１４５号
北海道伊達市長和町501番地40
債務者　菅　今日子
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第１４７号
北海道登別市桜木町１丁目８番地14
債務者　高田　俊一
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第９１９号
宮城県塩竈市佐浦町15番４号
債務者　井上　正幸
1　決定年月日時　平成23年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第７２７号
神奈川県足柄下郡箱根町大平台627番地　みどり寿し
債務者　要田　　清
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第７３８号
京都市右京区太秦東蜂岡町２番地７　ムービーハイツ太秦107号
債務者　杉原　和美
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１５２８号
京都市西京区大枝沓掛町13番地84　グランドゥール桂坂607号
債務者　小川　政子
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１５５２号
京都市東山区三条通白川橋東入９丁目東小物座町331番地２Ｆ
債務者　西川　益代
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１６０７号
京都市中京区黒門通蛸薬師下る下黒門町439番地　デトムワン四条大宮パートⅡ　212号
債務者　渡辺江身子（旧姓前田）
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係